

平成20年第2回志布志市議会臨時会

目 次

第1号（7月9日）	頁
1. 議事日程	3
2. 出席議員氏名	4
3. 欠席議員氏名	4
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	4
5. 議会事務局職員出席者	4
6. 開 会・開 議	5
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
8. 日程第2 会期の決定	5
9. 日程第3 議案第58号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に ついて	5
10. 日程第4 議案第59号 損害賠償の額を定め、和解することについて	25
11. 日程第5 議案第60号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第3号）	26
12. 日程第6 議案第61号 平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	27
13. 閉 会	29

平成20年第2回志布志市議会臨時会

1. 会期日程

月 日	曜日	会 議 別	内 容
7月9日	水	本 会 議	開 会 会期の決定 議案上程・審査、採決 閉 会

2. 付議事件

番号	事 件 名
議案第58号	志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第59号	損害賠償の額を定め、和解することについて
議案第60号	平成20年度志布志市一般会計補正予算（第3号）
議案第61号	平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成20年第2回志布志市議会臨時会（第1号）

期 日：平成20年7月9日(水曜日)午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第58号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第59号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第5 議案第60号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第61号 平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

出席議員氏名 (32名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	19 番 岩 根 賢 二
20 番 吉 国 敏 郎	21 番 上 野 直 広
22 番 宮 城 義 治	23 番 東 宏 二
24 番 宮 田 慶一郎	25 番 小 園 義 行
26 番 上 村 環	27 番 鬼 塚 弘 文
28 番 重 永 重 久	29 番 丸 崎 幹 男
30 番 福 重 彰 史	31 番 野 村 公 一
32 番 谷 口 松 生	33 番 若 松 良 雄

欠席議員氏名 (1名)

18 番 木 藤 茂 弘

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
企画政策課長 溝 口 敏 久	財 務 課 長 溝 口 猛
港湾商工課長 萩 本 昌一郎	市民環境課長 竹之内 宏 史
税 務 課 長 外 山 文 弘	福 祉 課 長 津 曲 兼 隆
保 健 課 長 今 井 善 文	農 政 課 長 永 田 史 生
耕地林務水産課長 立 山 広 幸	畜 産 課 長 中 崎 章 文
建 設 課 長 白 坂 照 雄	松 山 支 所 長 上 原 登
志布志支所長 五 代 豊 一	水 道 局 長 徳 田 俊 美
会 計 管 理 者 楠 川 昭 博	農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 園 朗
教育総務課長 上 村 和 憲	学 校 教 育 課 長 山 口 幸 彦
生涯学習課長 小 辻 一 海	国 保 対 策 監 若 松 光 正

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 徳 重 昭 一	次 長 兼 議 事 係 長 徳 田 弘 美
調 査 管 理 係 長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢 一 郎

午前10時00分 開会 開議

○議長（谷口松生君） ただいまから、平成20年第2回志布志市議会臨時会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、西江園明君と丸山一君を指名いたします。

○
日程第2 会期の決定

○議長（谷口松生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

○議長（谷口松生君） お諮りします。日程第3、議案第58号から、日程第6、議案第61号まで、以上4件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号から議案第61号まで、以上4件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○
日程第3 議案第58号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第3、議案第58号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第58号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本案は、医療費の伸び等により不足する国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の財源を確保するため、国民健康保険税の税率を改めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（今井善文君） 議案第58号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

別冊の議案第58号、議案第61号の説明資料により説明いたします。

資料の1ページをお開きをお願いいたします。なお、2ページにつきましては、前回提案との変更点を記載しております。併せて御覧いただきたいと思っております。

今回の国保の補正案でございますが、主なものといたしまして、歳出の療養給付費につきましては、過去3か年の医療給付費の伸びを参考にいたしまして、平成20年度の伸びを平成19年度実績の5%と推計をいたしておるところです。前回と変わりました所といたしまして、予備費の補正額を、前回からすると2,474万6,000円減額いたしまして、1,917万1,000円としたところでございます。

続きまして、歳入につきましては、医療費の見込額及び国民健康保険税額などから算出しましたところ、国庫・県支出金並びに社会保険診療報酬支払基金からの交付金が変わりましたので変更をいたしております。

次に、繰入金に変更がございます。保険基盤安定制度につきましては、保険税額の見込みに伴いまして保険税軽減額も変更になりましたので、20万4,000円の減額と、前回から変更になっております。

次に、新たに法定外繰入金を7,000万円追加計上いたしたところでございます。

また、基金からの繰入れも2,600万円計上いたしております。なお、この結果、基金の残額は約50万円程度となるところでございます。

繰越金につきましては確定分でございます。

一番下の最後の行でございますが、国民健康保険税の滞納繰越分を1,500万円追加計上いたしております。

歳出予算の見込額の総額が、48億6,812万6,000円となったところでございます。国民健康保険税を除く歳入見込額の総額は39億4,291万6,000円となりまして、歳出見込額から歳入見込額を差し引いて、必要な国保税額が9億2,521万円となったものであります。

開けていただきまして、4ページをお開きいただきたいと思っております。

4ページにつきましては、国民健康保険税額を当初と改正案で比較したものでございます。

続きまして、5ページでございます。

国保税率案の新旧比較表でございますが、合計欄の所を御覧いただきたいと思っております。

まず、所得割につきましては、11.5%から13%、1.5%の増でございます。資産割につきましては、変更はございません。均等割につきましては、改正前が3万2,300円、改正後が3万6,300円、4,000円の増。それから平等割につきましては、2万7,300円から3万3,300円、6,000円の増。それから1世帯当たりの平均といたしまして、12万4,046円から13万8,792円、1万4,746円の増、増加率といたしまして11.9%となったところでございます。それから被保険者一人当たり平均といたしまして、7万1,541円から8万2,94円、8,753円の増、増加率といたしまして12.2%となったところでございます。

なお、国民健康保険税条例改正の内容につきましては、付議案件説明資料の1ページから2ページに新旧対照表を添付いたしております。御参照をお願いいたします。今回提案しております税率にそれぞれ改正しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑に入ります。

会議規則第53条の規定により岩根賢二君から発言通告書が提出されていますので、まず岩根賢二君の質疑を許可いたします。

○19番（岩根賢二君） 通告をいたしておりましたので、二、三質疑をしたいと思います。

まず1点目、先般、議案第45号が否決されました。そして、今回第58号ということで提案があるわけですが、この第58号を提案するまでに、第45号の否決を受けて、執行部内ではどのような話し合いがなされたのか。そのことについて、先ほど市長が全協の中で「反省をしている」という言葉はございましたが、その内容をできれば伺いたいと思います。

それと、滞納のことについてでございますが、滞納の収納率を向上させる必要があるということで、先ほどの連合審査会の中でも、「滞納については、今後何らかの形で少しでも税徴収ができるように工夫をしていきたい」という答弁をなされておりますが、これではあまりにも抽象的すぎるということで、具体的にどのような収納率向上策を考えておられるのか、その点をお示しいただきたいと思います。

それと、今日の資料の中には医療費の推移というのが出ておりますが、それは過去の推移でございますが、来年度以降どのように医療費が変化し、またそれに伴って保険税もどのように変化するんだということのお示しをお願いしたいと、以上3点お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先般の国保の税条例改正及び補正予算につきましては、議会の皆様方の厳しい判断をいただいたところでございます。6月議会での御指摘につきまして十分反省し、国保財政健全化策及び保険税の住民負担軽減等について再度検討したところであります。

主なものとしましては、1番目に、医療費の適正化に向けて具体的な取組をどうやって図るのか、2番目に、国保税の収納率向上として、特に滞納分についてどうやって収納率を上げるのか、3番目に、被保険者の負担増を今後どのようにお願いするのか、また激変緩和策として税率アップをどこまで抑えられるのか、4番目に、今年度は法定外繰入金をあとどれぐらい追加投入できるのか、また一般会計からの繰入れと基金残額をすべて投入した場合、税率をどれぐらいまで抑えられるのか、5番目に、国保財政の危機を市民にどのように周知させるのか、ということ等でありました。

その結果、医療費の伸びを抑制するためには、健康づくり推進プロジェクトを中心に様々な健康づくり事業を提案し、市民の健康増進を図りながら医療費の適正化に努めたいと考えております。

また、税率につきましては、激変緩和策として法定外繰入金を更に投入し、前回の提案の約半分を積算をし、資産割などの各課税項目の設定の関係で今回の伸び率となったところであります。しかしながら、今後も段階的な税負担の見直しが必要な状況でありまして、医療費の抑制や税収の確保に努力しつつ、財政の健全化を図ってまいりたいと考えております。

次に、滞納の収納率を向上させるために具体的にどのような努力をするのかというお尋ねでございますが、国保税率引上げに伴う収納率低下を抑止するための方策としまして、収納体制の強化を図ってまいりたいと思います。

1番目に、債権対策委員会を活用しまして、市債権全般に係る情報の共有と一斉臨戸徴収などの協力体制を構築してまいります。2番目に、納税意識の向上に関する広報啓発を徹底してまいります。

次に、未納者対策の強化のためには、現年分の未納者の実態調査によりまして、催告書発送、電話催告、及び臨戸徴収と早めの対策を心掛け、また管理職による臨戸徴収などの全庁的な取組を計画し、保険税の確保に努めてまいりたいと思います。

滞納処分の推進につきましては、1番目に、実態調査によります滞納者の状況を的確に見極めながら、差押えの執行や公売換価等を進めてまいりたいと思います。2番目に、動産差押えなどの新たな滞納処分の取組を進めてまいりたいと思います。

次のお尋ねですが、来年度以降、医療費と保険税はどのように推移していくか、見通しを示していただきたいということですが、国保財政の健全化に向けまして、段階的な税率の引上げや一般会計からの繰入れなどを用いましてシミュレーションを行い検討してまいりました。しかしながら、今後の医療費の伸びや健全化に向けた各種の取組の効果など、不確定な要素もありますので、次年度以降につきましても、その時点で評価、検討しながら皆様にお諮りしていくべきというふうに考えたところであります。

以上であります。

○19番（岩根賢二君） いろいろ検討されて今回の提案になったのだなということはよく分かりましたけれども、市長が定例会の中で提案をされて撤回をされた案件がありました。そのことについては話は出なかったのか、その点をもう一回お聞きしたいと思います。

それと、医療費の適正化ということでいろんな健康づくりの施策を考えておられるようですが、これは、施策はもちろん大事ですけれども、やはりこれから高齢者が増えていくということを考えますと、伸びをなかなか抑えることはできないんじゃないかなと思います。そういう意味からも、この次年度以降のですね、医療費の見込みをシミュレーションするということは必要だと思うんですね。それをここでお示し願わないと、じゃあ来年はどうなるのよといったときに、住民の皆さんに対しての説明がつかないと思うんですね。

ですから、その辺はもう少し、抽象的な言葉ではなくて、今日もらったいろんな資料がありますが、このように具体的に、例えば表にしてですね、こういうことですので健康づくりに努めてくださいと、税率も上げないようにしたいんですということをやはり市民の皆さんにお示しする必要があると思いますが、そのことは次年度以降については全然示されていないわけですが、全然シミュレーションをしていないんですか。していると思うんですが、それを出さないんですか。お答えください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

前回、別途提案いたしました市長等の給与に関する議案につきまして撤回させていただいたところでございますが、その件についても、今回改めて税率を定めていただきまして、そのことに基づいて、またどういった形で私は市民の方々に説明が必要なのかということをも十分検討させていただきまして、改めて提案させていただきたいというふうに考えたところでございます。

それから、シミュレーションをしていないのかというようなお話ですが、当然、推測といたしまして、現在毎年の医療費の給付が5%伸びるといような前提で今回も御提案申し上げているところでございます。

そして、先ほどもお話ししましたように、今回の税率につきましては11.9%ということで、前回御提案

しました26.7%の半分以下になっているわけですが、前回の質疑を踏まえ、そして御指導を受けまして、その伸び率があまりにも急激だということがございましたので、段階的に上げるために、本年度につきましては約半分程度でお願いすればというようなことで算定したところでございますが、そのことは当然残された分についてはどうするのかということが課題としてあるわけでございます。それは、20年度が終わって、そして21年度についても、22年度についても、そのことについては影響が残っていくというふうに思われます。

しかしながら、私どもとしましては、今、申しましたように様々な形の制度の健全化に向けて取り組もうとしているところでございますので、その成果を若干見極めさせていただきまして、その上で改めて御相談させていただければというふうに考えたところでございます。極めて、まだそのような意味合いから、大方予想されるのは26.7%の残りの分というのは、当然、次年度には乗っかってくる可能性が高いということですが、その分についてもまだまだ不確定だということでお示しなかったところであります。

○19番（岩根賢二君） 最後の件はですね、非常に不明瞭なんですよね。ですから、もう伸びるとするのは、誰しも減るとは思っていないわけですから、そこら辺はちゃんと示してもいいんじゃないですか。

その点と、もう3回目ですので、この件につきまして、期間も短かったわけですがけれども、国保運営協議会ではどのような、もちろん開催されたと思うんですが、その中ではどのような意見が出たのか、その点だけ確認をしておきたいと思えます。

○市長（本田修一君） シミュレーションというのは、私どもとしましては先ほど言いましたように、基礎的には5%増というのを元にして算定するわけですが、私自身としましては本年度はともかく、来年度、再来年度、年次にかけて、その医療費の給付の伸び率を0%に抑えるような、そういった市民運動を展開したいなというふうに考えているところでございます。

そのような意味合いから、この推進運動につきまして、今、全庁的に取組を始めているところでございますが、内部的に体制が整いましたら、このことにつきましては市民の方々に十分広報して、協力を申し上げると、そしてまた御意見等も受けたいというふうに考えているところであります。

そのような前提となる5%の増ということ、私は何とか改善したいということがございますので、そのような意味合いから、例えば法定外繰入金はどうするのか、あるいは基金を醸成するためにはどうするのかといったことにつきましても、様々な数字のパターンがあるというわけでございます。そのような意味合いから今回の御提案と。今お話しましたようなおおよその来年度についての見込みということについてはお話できるところでございますが、それ以降につきましては、今申しましたような形で改善策に懸命に取り組まさせていただきまして、そのことをもってまた御検討していただきたいというふうに考えるところでございます。

それから、国保運営協議会についてですが、先般開催させていただきまして、そのことにつきまして、その会の中で御意見が出たところでございました。保険税の上げ幅は低い方が良いが、一般会計からの繰入れにより、一般会計の事業に影響が出るのも困ると。それから、今回の保険税の改正はやむを得ないが、給付の伸びを抑える事業、滞納などの歳入を増やす取組を強化すべきである。足りないので増税

するだけではおかしい、医療費を抑制する取組も必要だと。滞納について、納めない人には厳しく対処してほしいという御意見、それから、医療費の支出が増えているのだから、保険税を増やすのは必要なことでもあるというような御意見でありました。

以上であります。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○31番（野村公一君） 少し基本的なことからお伺いをしてみたいと思います。

今回、国保税の税率を上げるということで御提案をいただきました。その御提案の理由が医療費の急激な伸びだという御説明のようであります。医療費の急激な伸びというのは、何をもってその理由とされたのか、まずそれが1点です。

それから、今回この改正の中に固定資産の関係、この関係が前回の議案はございましたが、今回は欠落をしておる、改正には無いと。どのような協議の過程でそのことが取り消されたのか、それが2点目です。

それから、先ほど運営協議会が開かれて、るる御意見が出たということですが、この国保運営協議会、諮問機関であろうと思うんですが、この協議会に当局が諮問をされる主たる目的、これは何であるのか、明確にひとつお答えをいただきたいと思います。

それから、最も大事なことなんですが、21年度以降、この国保会計が正常に運営をされていくと、経営されていくということが最も大事であります。したがって、今回のこの改正で21年度以降、健全に経営がされていくのかどうか、その見通し。

以上、ひとつお答えをいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

医療費の伸びと、それから固定資産の今回の提案の取扱い、そして諮問の主たる目的等につきましては、担当の方に答えさせます。

21年度以降の健全化についての考え方ですが、当然、この国保財政の健全化については真剣に取り組んでいかなきゃならないということでございます。今回、御提案しました議案につきましては、20年度の国保財政の運営をするために御提案するところでございますが、先ほど別な議員の方からの質疑に答弁いたしましたように、21年度以降についてもまだまだ税率改定をしなきゃならないという可能性が高いということでございます。

それは、医療費の伸びが5%になるということになるとすれば、そのようなことが更に必要であると。そして、現在の御提案している税の改定案につきましても、基本的には一般財源からの繰入れがあるというような状況でございますので、健全ではないというような状況でございますので、それを健全化していく方向性を取る必要があるということであろうかというふうに思います。

そのようなことで、私どももその健全化に向けては最大の努力を図ってするところでございますが、先程来お話しするように、できれば医療費の伸び率を0%に抑えるというような目標を立てた健康増進の推進運動を展開したいというふうに考えておりますので、そのことの成果を見ながら今後の財政運営については取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

ほかのことにつきましては、担当の方に回答させます。

○保健課長（今井善文君） 運営協議会についてお答え申し上げます。

国保運営協議会につきましては、被保険者のための制度として円滑かつ民主的な運営をするという見地から、この協議会が設置をされております。国保事業の運営に関する重要事項について、市町村長の判断資料を提供するというような役割を担っておるところでございます。

今回のこういう税率の改正とかいう部分については、当然この協議会の方に諮問をいたしまして答申をいただくべきというふうに理解をいたしております。

医療費の急激な伸びということでございますが、医療費総額についても増加をいたしております。先ほど市長から説明がありましたように、全体的にいけますと平均して5%程度の毎年伸びがあるわけでございますが、同じように一人当たりの医療費の伸びというのも増えております。そういうことからこういう理由になっております。

それから、資産割の伸びが無いということでございますが、応能応益、半分半分というような国保の一応制度上の決まりがございますが、所得割、それと資産割で半分、それから平等割、均等割ということで半分というようなことがございます。今回につきましては、資産割の方を抑えまして、所得割の方をちょっと伸ばした形で御提案いたしたところでございます。

○31番（野村公一君） 市長、私もあまり、この国保の専門家じゃないんですが、お互い、こら勉強せんないかなと思っております。

事務局からいただいたこの資料を見ますとね、医療費の年次的な推移を見ていくと、年々その伸び率というのは落ちてきているんですよ。それを急激な伸びとは言わないんです、でしょう。毎年、医療費の伸びというのはマイナス傾向にあったんですよ。しかし、19年度から20年度に上に跳ね上がっておれば、これは急激な伸びと言うんです。ところがそれじゃないでしょう、年々落ちてきているんですよ。しかも、高齢化がどんどん進んでいけば5%ぐらいの伸びというのは当然のことなんです、ゼロなんてのはあり得ないこと。それを急激な伸びで補正をするというのはこの理由に当たらないというのが、まず第1点なんです。あなたたちが国保財政をしっかり運営をしてこなかった、その責任を医療費に換えているだけですよ、そうでしょう。落ちてきているんですよ、毎年。しかも、だんだん高齢化が進んでいけば5%ぐらいの伸びというのは当然のことなんです。これを急激な伸びとは言わないんですよ。

だから、この提案理由というのは当たらないということなんです。そこをどう解釈されているのか、再度お答えをいただきたい。

それから、資産割をなくして所得割を増やしたと、そのことは分かるんですよ。何で前回は資産割で上げているのに、今回は所得割に直したのか、そこをお伺いしたいということなんです。それなりに理由があったんでしょう、それが2点目です。

それから3点目。国保の運営協議会、重要事項を諮問されると、そして国保運営の健全化を図ると、そういう組織だろうと私も思っています。しかし、私の常識ではあなた方の常識と違うなというのが1点あるんです。それは何かと言うと、我々にこの議案が配布されてから国保運営協議会は開かれているんですよ。市長は御存じなんだろう、それは。もう議案が出来上がってから協議会が開かれている。

そのことはどう説明をされるんですか。それが3点目。

それから、今後、21年度以降の見通し、年次的に改正の可能性が大であると、それも分かります。だから、そこをどう、税率が上がりますから、「はい、そうですか」で我々は聞くわけにはいかんわけです。我々は上げてもらいたくないんです。上げないために何をするのかということなんです。先ほど同僚議員も言われました、将来の見通しについて、その答弁では不足だということのようですが、私もそう思います。

だから、仮にその中の1点、滞納の分についても特別収納をしていくんだと。特別収納をどういうふうに具体的にやるのか、そこら辺はやっぱり説明すべきじゃないですか。おお、それじゃあ我々も分かるぞと言ってゴーサインを出すのが私たちの仕事なんです。そこら辺をもうちょっと具体的にお示しをいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まずはじめに、急激な医療費の伸びということで私どもはつつい表現してしまうわけですが、毎年毎年医療費は、今回、後期高齢者医療制度が始まるに伴いまして、国保の医療費がここ5年間で急激に増えてきたところでありました。そのようなことから、今回そのような表現をまたしたところがあるかと思いますが、議員のお話のとおり、伸びにつきましてはだんだん下がってきているというのは、そのようなことでございます。

そして、今後の見通しとしましても現在5%弱あるわけでございますので、そのことについては、予測とすれば当然そのような形で予測がされるということでありまして、そのことに基づいて様々な組合せをしてシミュレーションをするというようなことになるわけでございます。

そのようなことではございますが、この制度を健全にするためには、その医療費の伸び率を抑える取組を一所懸命しなければならないというようなことで、希望的にと言いますか、目標としまして0%でやっていきたいというようなことを述べさせていただいたところでございます。そのような形の取組を今後していきたいということでございます。

そして、今回所得割を増やした形で御提案申し上げているところでございますが、このことにつきましても、6月議会の中で様々な形で御指摘がございましたように、現下の経済状況というのを考えたときに、極めて厳しい状況下にあるというようなことでございまして、そのような状況下の中で、税の徴収をする際に極めて滞納が増える可能性があるというようなことでございますので、そのことが無いとするような税率の改正というものを考えたときに、このような形で御提案申し上げたというようなことでございます。

それから、議案配布後に運営協議会が開催されたということでございますが、このことにつきましては、配布しました議案というのはまだ案の状態であるということございまして、そのような状況の中で運営協議会を開催させていただいたということ判断しているところでございます。時間的な関係でそのような形で開催させてもらいましたが、事前に持ち回りでも意見を聞いて、このことを集約しているということでございます。

特別収納につきましては、担当の方に回答させます。

○税務課長（外山文弘君） 徴収関係、滞納関係の徴収についてでございますが、早速年間のスケジュールを立てまして、従来よりまして、今回の税率引上げに伴いまして、特に現年分の徴収態勢というのを取っていかねばならないということで、内部で検討をしたところでございます。

従来は、電話催告なり、お知らせ等をやっておりますが、この時期をより早く取り掛かって回数を増やしていくということがまず一つと、それから徴収対策につきましては、一斉徴収の回数を増やすという形を取っています。それから、一つの全庁で取り組む態勢としまして、管理職による夜間徴収も年2回計画をしたところであります。

それから、従来の大口の滞納者に対しましての取組としまして、動産関係の差押え、これにつきましても本年度から取り組むという態勢であります。今、検討を行っておりますが、こういう動産のインターネットを活用した公売等でございます。それから、現在も差押え関係につきましても厳しく対処しておりますが、20万円以上の滞納者が約600件等ございます。それにつきまして、今後実態調査を早速行いまして、次の差押え関係の手續、法的な手續をすることによって、いわゆる悪質な滞納者の減少につなげていく、増収につなげていくという形で取り組む計画を立てたところでございます。

○議長（谷口松生君） 所得割と資産割の関係で、資産割を落とした理由は何かあるのかということでしたが。

○保健課長（今井善文君） 先ほど応能応益の部分で50：50というのを申し上げましたが、資産割につきましては低所得者の方についても課税がされてまいります。そういうことを考えまして、少しでもそういう対策になるのではないかとということで、資産割の方を抑えまして所得割の方でお願いをしようということになったところでございます。

○31番（野村公一君） 市長、議会に提案をされて、そして議案が配布され、議案がその家庭にそれぞれ届くと、もう審議に入っているのと同じなんですよ。なんもこの部屋で審議しなきゃならんということじゃないんです、いいですか。審議がされていないから、その合間に運営協議会を開けばいいんじゃないかというのは理由にならない。

理由にならない理由があと一つあるんです。議案を出されて、その後協議会にかけられる。協議会の委員の皆さんの意見というのは、全然、議案とは、じゃあ関係ありませんか。ただ、あなたは運営協議会にその書類を見てもらうだけですか。話合いをして、しっかりと御意見を聞くんでしょ。御意見を聞くんだったら、この議案を早く配布したらおかしいでしょうが、違う。協議会を甘く見ておられるのか、議会を甘く見ておられるのか。本来なら、こういう議案は議会が受け取っちゃならん議案なんですよ。裏方がちゃんとそこら辺をチェックするのが議会の仕事なんですけどね。みんなおかしいと思っていますよ。

ちょっと、議長、協議会にしてくださいよ、こんなばかな議案があいもんな。

○議長（谷口松生君） 協議会に移します。



午前10時49分 休憩

午前11時37分 再開



○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

○市長（本田修一君） 先ほどの答弁につきましては誠に軽率であり、反省しております。撤回申し上げたいと思います。

議員御指摘のとおり、今回の提案にあたりましては、当然国保運営協議会の審議を経て議会に提出すべきとの認識を持っていたところではありますが、事実の経過としまして、議案送付前の一日から二日前午前中にかけて、それぞれの委員に御説明申し上げ、了解をいただいたところでもあります。本来であれば、会を招集し審議していただくべきですが、改正案の決定が遅れてこのような結果になりました。そして、7月4日に協議会を開き確認していただいたところでもあります。

先ほども申しましたように、本来なら議案送付以前に協議会の答申を得るべきものでありましたが、今回そのような手続を経ずに配布したことにつきましては、誠に申し訳なく思い陳謝いたしたいと思えます。

議員各位に御面倒、そして御指導をいただきましたことに対しましては、改めまして反省し、陳謝申し上げたいというふうに思います。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（谷口松生君） 野村議員いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○1番（下平晴行君） 2点ほど伺ってみたいと思います。

先ほどから医療費の関係で質疑がありますが、現状で老人保健法の改正による医療費が6年間で50%増加していると。また、後期高齢者医療制度の支援、それから団塊の世代の到来、一方では社会情勢の変化に伴う国保税の収入の伸びが無いなど、医療費の増減が混とんとしている状況で、市長が健康推進事業、それから収納率向上の施策を行って、そのことを市民に取り組んでいくということでもあります。

私はこのようなことから、議会に対するそういう国保税、医療費の勉強会、あるいはそれなりの知識のある会ですか、そういう組織、そういうものがないのかどうか、まず1点。

それから2点目であります。市民の皆さんに医療費と税の関係、それから医療費の推移、こういうことの情報提供をどのように取組をされていくのか、2点ほど伺ってみたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の提案に際してもですが、6月議会の提案に際しましても、私どもは議員各位にまだまだ事前に御相談、そして状況等の報告をしておけばよかったかなというふうに反省したところでございました。

今後、また改めて来年度以降に向けまして、税の改定というものが考えられるところがございます。そして、健康増進計画につきましては、先程来話をしますように、行政はもとより全市民、議会の方々とも含めて取り組んでいっていただかなければ、その計画は「絵にかいたもち」になるということで、私がお話しますような医療給付費の増加率をゼロに持っていくというのはとても無理だというふうに考えるところであります。

そのような意味合いから、今月号の市報につきましても、国保の医療費のことにつきましてのお知らせ

せ、危機的状況であるということのお知らせをしようかとしているところでございます。そして、今後市報等を通じまして、様々な形で市民に対しましてはお話を申し上げたいというふうに思います。

また、はじめに申しましたように、いろんな機会をとらえまして、議員の方々にもこのことについては説明を申し上げる場を作っていきたいなというふうに考えるところでございます。

○1番（下平晴行君） ぜひ、今市長が答弁がありましたとおり、やはり途中経過を説明して、やっぱり議員の皆さんも、それから広報等でもしていくということではありますが、私はやはりこのことを、ただ市長がいろんなプロジェクト、あるいはいろんなそういう健康づくり、推進づくり体制、そういうものをしていくとおっしゃいますけれども、やっぱりそういう途中ですよ、そういうものをやはり知っていただいて、そして我々議員も国保税に対する事業の内容、そのこともやはり知るべきであるし、そのことを我々もまた地域でも話ができる、説明ができる、そういう国保運営の在り方というものを、ぜひ取組をしていきたいと我々も思っていますので、市長がおっしゃいましたそのように、ぜひ取組をしていただきたいというふうに思います。

それから、組織の問題なんです、議会のですね、ただ、議会は4回あるわけですが、チェックというだけでなく、4四半期あるわけでありまして、今は1四半期過ぎたわけですが、そういう半期ごとの、1四半期ごとのそういう、できればですね、そういう会、説明会あるいは勉強会もしていってもらえたらいいんじゃないかなというふうに思うところであります。

それから、広報紙等のことも答弁がありましたけれども、やはり私は、校区、それから集落、いろんな座談会があるわけですが、そういうことも、ただ広報紙だけじゃなくて、実際職員が口で説明する、これは大変必要なことだというふうに思うわけでありまして。ですから、いろんな座談会等がある機会にも、国保税に対する、そういう医療費と税の関係も含めてですね、説明する場を、ぜひ作っていただきたいというふうに思います。

それから、組織の問題です。できれば、そういう国保運営事業、運営に関するそれなりの知識のある方々が入っている組織、そういうものを含めてですね、作る考えはないのか、お願いしたいと思っております。

○市長（本田修一君） この制度の危機的状況というものを広く認識してもらうためには、私どもが進めようとする計画について、その都度その都度、周知が必要かというふうに思っています。

今お話しましたように、健康増進推進のプランを立てまして、そして実施していくわけでございますが、できるならば指数をもって、指標をもって計画を立てたいなというふうに考えるところでございます。そして、そのことで実際、この時間的に経過した段階で、現在どの辺りまで達成しているのか、効果が出てきているのかということをも市民の方々にもお示ししながら、市全体でそのような機運を醸成していきたいなというふうに思っています。また、そのような形でなければ、とてもこの危機的状況を脱することはできないんじゃないかなというふうに思っています。

そして、私どもはそんなプロジェクトチームを立ち上げたのは、現在それぞれの担当の課の方で健康増進推進に関するものが取られている、事業として取られているものはたくさんあるわけでございます。それらのものが個々に対応されているということで、その当事者にとっては関心があるところでございますが、そのもの全体を健康増進の計画の中に組み込んで、そしてそのことが市全体の健康増進につな

がっていくんだという認識を持っていくような、持っていただけるような仕組みを作っていきたいなどというふうに思っているところでございます。

そして、説明会につきましては、今後順次開催いたしまして、広報も含めて被保険者の理解を深めていただくような形にしていきたいというふうに考えているところです。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○25番（小園義行君） 先ほど国保運営協議会の件がいろいろ議論されておりましたが、今回国保運営協議会に当局がこれだけの引上げをしたいということを含めて諮問された際の資料としては、私たち議会にいただいているこれだけですか。それ以外にどういったものが出されたのか、もしよかったら、ぜひ、その国保運営協議会に出された資料を私たちにも公開をしていただけたらというふうに思うんですが、いかがですか。それが1点です。

それと、医療費が伸びているということで、当局の方々が、今回こういう引上げの提案ということがあります、昨年12月議会において11番の立平利男議員と26番の上村環議員の方から、基金の取崩しの関係等で、「新年度の予算に向けて、大変これは厳しいものが出てくるのではないかと」、「こういうやり方では税の負担ということが考えられるんだが、運営上どうか」という質疑がされております。それに対して、当局は、「一応現在10%の伸びまで対処できるという試算になっております」と、「そのような中で今年度につきましては、この範囲でできるのではなかろうかということでございまして」ということで、20年度についてのことは後ほど相談というような答弁だったんですね。19年度が終わったわけですが、それは10%で推移をできるということで、伸びまでは対処できるということであったんですが、実質、19年度基金を取り崩して対応をされたわけですけど、12月ですので、1月、2月、3月の中でですね、どれぐらいのものにそれがなっていたのか。そういったことを踏まえて、当然当初の関係で、両議員の方から指摘があった、そういったことについては、一般会計からの繰入れ、これは法定外繰入という意味だというふうに理解をするんですが、そういう御指摘があったことについては、どういうふうに当局がこの時点でその時の答弁を受け止めておられるのか、お願いします。

三つ目に、今回のこの説明資料で、これは平成20年度の予算状況、これを出されているわけです。大変これは親切に出されていますね。これは大変私たち議員にとってうれしいことです。残念なことには、これを前年度との比較で、2007年度、2008年度のそういった状況で比較させていただけると、とても分かりやすいものになったのではないかとこのように思うところであります。

そこで少し聞かせてください。この歳入予算の中で、先の議会でもお聞きをしましたが、前期高齢者交付金、これは2年前に医療改正の中で、退職者医療について、これは制度として無くしていくよということで、65歳から74歳までの方々の財政調整制度をめぐって、2008年度からは退職者、一般と一緒にしますということになったんですね。そこで、今回のこのマイナスの9,000万円、ここについては、交付金を算定する際に、厚生労働省が全国の自治体、ここに全国平均をどう伝えていたのかと、そのことが大変今回の予算を編成するに当たり混乱を来しているんですね。これ、当初、国は11%というふうにやっていたんですが、5月の半ばに12%であったと、そういう通達がおそらく来していると思うんですが、それによって今回大変減額になる自治体としては、こういうとんでもないことをやらなきゃいけないこ

とになったというふうに理解をしているんですが、そういった国からの全国平均、これが今年初めではどういう状況で、5月にどう変わったのか、そして今回のこの予算編成に当たって、そのことがどういう影響を与えたのか、少し、3点お願いをしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

一般会計からの法定外繰入ということにつきまして、制度上そのことについては好ましくないというようなことで、19年度についてはそのような形で、19年度中の税の範囲内で運営できるというようなことで、現在の段階ではそのような数字で行いますということでお答えしたと思います。

そして、20年度につきましては、確定した段階で御相談申し上げるということで3月議会でもお話ししたと思いますが、伸び率等につきましては、先ほど別な議員からもお話がありましたように、若干減ってきているというような状況であります。やはり5%程度ということについては伸びがあるという見込みで、税率の改正をしなきゃならなかったということであろうかというふうに思っております。

そのような中で、税率を算定いたしまして、そして財源を求めたときに、一般財源の方から法定外繰入をしていただかなきゃならなかったということになったわけですが、このことにつきましては、それ以前から御指摘があったような形で、財政が厳しくなる、だからなんらかの手当てをしないといけないかというようなお話があったとおりでというふうに反省しているところでございます。

合併後すぐさま税率を改正した関係で、また次の年も、また次の年も税率を改正するということにつきましては非常に心苦しい点がございまして、そのようなことに対しまして踏み切ることができなかったということでもあります。

現在、改めましてこうして一般財源からの繰入れを増やしていただいた形で税率の改正をお願いするということになったわけですが、この点につきましては、先ほどからお話しておりますように、今後、この制度の財政の健全化に向けて一所懸命取組をしていきたいというふうに思いますので、御理解をしていただきたいというふうに思います。

ほかの点につきましては、担当の方で回答させます。

○保健課長（今井善文君） まず、運営協議会の資料でございますが、皆様にちょっとお配りする部数が今足りませんので、後ほどお配りするということによろしいでしょうか。

それと、前期高齢者の交付金のことについてでございます。議員御指摘のとおり、途中でこういう11%から12%という国からの数値と申しますか、そういう変更があったわけですが、今回の9,000万円につきまして、大きな要因といたしまして、18年度の医療費の実績を使うということで当初は積算をしておりました。ところが、3月末におきまして、そういう実績値では全国段階ではちょっと医療費総額が大きいというようなことから、推計値に一部切り替えられたところなんです。それに基づきまして、本市におきましては9,000万円の減というようなことになったわけですが、今回の大きな医療費等の伸びとかいう部分につきましても、ここの部分も大きな影響を与えているところでございます。

○25番（小園義行君） 今回、5%程度の伸びということで、先ほど岩根議員の方からも、きちんとしたものを出さないと、来年度、その次、その次、ずっとこれは増えていくわけですね。そういった問題について、明確にですよ、運営協議会の資料の中にはそれがされているのかどうか分かりませんが、

この伸びが今年度実際に5%と、私が平成3年に議員になりましてから、ほとんど当局の提案は5%の伸びというのが、国保会計の来年度以降の伸びが5%程度でございまして、ずっと言ってきております。これは志布志町時代を含めてですけれどもね。

そういった中で、真にその5%という状況が1%でも低くなるとですね、全体の給付費は金額が大きいですからですね、その分税に跳ね返っていかないという部分も出てくるわけですが、すべてじゃないですけど。そういったしっかりとしたシミュレーションをきちんとやっぴりやった上で、明確にそれではしょうがないねというみたいなものがないと、ただ漠然としたもので、5%伸びるそうですから負担をお願いしますというふうには、これはならないと思うんです。先ほど岩根議員の方もありましたように、しっかりとしたそういうものがないと、これ本当に議論できないという状況があります。

そういった点で、この医療費の伸びについてのですね、5%の根拠を、先ほどもちょっと出ていましたけど、明確にちゃんと出していただきたい、5%というふうにおっしゃるのであればですね、お願いします。

それと、先ほどの答弁の中で、国がそういう推計に変えたということですけど、制度改正した上に、しかも国のやり方がとんでもなかったという間違いによってですね、全国の自治体にこれは引き起こしていることだと思うんです。そういうことに対して、一遍の通知で住民にその負担が転嫁されていくって、これは当局としても本当に、これ怒って当然じゃないですかね。そういう問題についても、ただ国の言いなりに分かりましたとやっている当局の姿勢が、本当に私は、ここの国保に加入されている方々を真剣に守っていく、その立場でやっているにもかかわらず、国がそういうことに対してですね、間違ったこと、そういったことに対してもしっかりと声を挙げないといかんでしょう、これ。私はそういうふうに思います。この関係では、これから先、毎年このことは増えていくことになるわけですので、ぜひ対応をしっかりしてやってもらわないと困るというふうに思います。

それと、併せてもう1点。来年度もおそらく今の状況で行くと、引上げをお願いするということになっていくのではないかという気がしてなるんですが、最後に、来年度以降の見通しは先ほども議論がありましたけど、首長として市長がですね、この国保会計の在り方、国保というのは社会保障としてのとらえ方をされているのか、それともあくまでも目的税だという考え方なのか、今回のいろんな問題を踏まえて、国保は社会保障制度としてのそういう制度なんだと認識をされているのかどうか、そこについてお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

医療費の伸びを5%ということで推計しているわけですが、18年度が6.1%、19年度が5.9%という伸び率だったということでございます。それで、後期高齢者医療制度が一応落ち着いてくるというようなことで、5%以内の伸び率に抑えられるんじゃないかというようなことで、今回御相談申し上げているところでございます。

この国民健康保険の制度につきましては、本来私どもが自前ですべきものというものが、その負担が軽くなるべくこの制度が発足しているというふうに思っております。そのことは、私どもが様々な形で国に対しまして、そして地元に対しまして貢献して、そしてそのことが発展的に維持されるように国民

の健康増進を図るためにこのような制度が採られていると。そして、そのような制度というものは、当然そこに加入されておられる方で維持すべき内容だというふうに思いますが、しかしながら、私どもは現在、高齢化社会に向かっております。そして、その高齢化社会に向かっていく中で、この日本の繁栄を築いて来られた方々がそのような対象者になっていくというようなことでございますので、何らかの形で社会保障制度的な意味合いもあるんじゃないかなろうかというふうには認識しているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○26番（上村 環君） 今後も国保財政は非常に厳しい運営が強いられるという観点から、1点質疑をしたいと思っております。

今回は、特に前期高齢者交付金が当初の見込みを大幅に下回ったということ、そしてまた国保の基金の保有状況にかんがみ、危機感が不足していたのではないかと考えております。

そのような中、今回提案された条例案では、当初に一般会計から1億3,000万円、そして今回は財調基金から7,000万円、国保基金から2,600万円、合わせて2億2,600万円の法定外繰入を実施しようとするものであります。国保の制度につきましては、ただ今市長からありましたように、市民が医療機関に治療に行ったときに一時的に負担が増加しないように、国からの補助金等や窓口で支払う一部負担金、そして足りない分を年間に計算をして総額で保険税額、そして保険料は決まるものであります。ですから、取りすぎてもいけない、足りなくてもいけないということで、毎年度その保険料については真剣に、運営主体である市としては検討を重ねておかなければならないわけです。

そういう中で、2億2,600万円もの法定外繰入を実施するということは、国保加入者以外の市民の方々から見ますと、極めて異常な状況であります。しかしながら、ただ今申しましたように、ここ数年の本来見直すべき国保の在り方を怠ってきていたということがこういう結果になったと考えております。そして、今後の医療費の伸び、それから国保の厳しさ、こういったものを考えましたときに、先程来議員の方からも、また市長からもありますように、様々な市民への周知、そしてまた健康増進運動などの医療費抑制に向けた取組をされるということではありますが、私は個々にそれぞれの言葉が踊るより、やはり市として、もう国保の財政は破たんしているという状況ぐらいの覚悟で、国保財政の健全化計画というものははっきりと今年度策定して、そして数値目標を策定し、そしてそれに向けて具体的取組をしていくということが必要であると考えておりますが、財政健全化計画を策定する考えはないか、その点をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

健康増進計画につきましては、先程来お話しておりまして、様々なメニューを提示して、そして市全体で取り組むという機運を醸成して、その結果を得たいというふうに思います。

そのためには、今お話がありましたように、財政健全化計画につきましても、当然なければいけないというふうには考えております。そのことにつきましては、改めてまたそのようなことが検討できまして、そして皆様方にまた御相談できるということになりましたら相談していきたいと。そして、そのことを市民の方々にも十分認識していただきまして、数値として把握していけるような取組をしていきた

いなというふうには考えているところであります。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○14番（小野広嗣君） 今、上村議員の方からも多少似かよった視点でありましたけれども、これはあくまでも議決後の話になりますが、1点は。

この臨時議会でこの案が可決した場合に、市民の皆さんに周知徹底ということで説明会を行っていかなければならない重大案件であろうというふうに思います。

先程来からの質疑・答弁を聞いておまして、市長が淡々と答えられることにすごく違和感があって仕方がないんですが、岩根議員の質疑に対しても、今回26.7%を見直して11.9%に据え置いたと、そして法定外からの繰入れでなんとかしのいだと。応急手当て、止血をしたという状態ですね、それは良く分かります。しかしながら、この5%で推移していく状況を考えたときに、本年はこういう形でおいたけれども、来年やはり上げていかなきゃいけないと、そういう答弁をされましたですね、そういうことが十分想定されるという形。

だから、こういった観点で説明会を簡単にされると、なかなか住民は理解ができないと思うんですよ。やはり、今もありましたように、様々な数値目標等も立てて、当局として取り組んでいく状況もお示しながら、お互いに支え合ってやっていくという方向を示していただかないといけないと。

だから、そういったときにすごく大事なものは、僕は説明会で今後、本当に説明会をなされていくときに大事であろうということは、そういう数値目標に対して取り組んでいくということと、やはり当局の、市職員のやる気であろうというふうに思っております。

今回の6月定例会で提案があった時に、あまりにも安易に税率改正が出されていると、当局の努力はどこに見られるのかという観点が、るる質疑であったと思っております。いわゆる議会からの質疑が繰り返される中で、今日の全協の中で市長も、「今後は臨戸徴収等も含めて一所懸命取り組んでいく」と言われましたけれども、本来は嘱託徴収員であるとか、滞納整理官であるとか、こういった方々も頑張っているんじゃないですか。けれども、本当に一人で向かっているドンキホーテと一緒にいる状態だろうと僕は思っています。

そういう意味では庁内挙げてですね、やっぱり日程を決めたりして、全力でそういう臨戸徴収に臨むような態勢、そういったこともしっかりやっていくという決意をしながら市民に話していかないと理解は得られないと思います。そこに対しての当局の決意、そこをお願いしたい。

そして、もう1点は、今回、二度にわたる法定外繰入が行われたわけですが、あまりにも急激な税率改正を止めるためには致し方ないと私も思っております。でも、来年度以降のことを考えたときに、この法定外繰入を毎年毎年できるようなものではないと思っています。社保とのバランスということを考えてもですね、大変な状況になってきているなというのは理解しております。

そういった意味で、1点目の当局の努力の姿勢というのはもちろんですが、現在、旧町ごとにお聞かせ願えればいいんですが、いわゆる国保と社保とのバランス、この比較ですね、これをちょっと示してください。この状況、我々は説明責任がありますね。いわゆる法定外繰入をされる、松山町で説明する分と、有明町で説明する分と、志布志町で説明する分とニュアンスが違ってくるんですよ、これ。お願

いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回税率の改正につきまして議決していただきましたら、今月の徴収というのが早速始まるということでございます。そして、そのことについて改定がされていると、税率が上がっているというふうに気づかれると思います。そうすると市民の方々は「どうしてか」ということでお尋ねがきっとあると思います。

そのようなことがございますので、私どもとしましては、そのことについては説明会を順次開催していくと、そして広報でもお知らせすると。そして税の通知書につきましても、今回の改定についての説明を付けていくというようなことをしていきたいというふうに思っております。

当然、今議員の方からありましたように、私どもは、このことは本当に危機的状況ということ認識して取組をしているところでございます。その危機感を私ども市役所の職員全員が持ちまして、今後このことについては健康増進推進計画について取り組んでいくんだということを今お話して進めようと始めているところでございます。

そのようなことでございますので、今後、20年度、21年度、22年度という形でまた税の改正が行われ、税率の負担が、税の負担が高まっていくということになれば、本当に私は市民の方々が暴動を起こすんじゃないかというぐらい思っているところでございます。そのようなことで、十分この制度についてお話をさせていただきまして、市全体で、市民を巻き込んだ形で改善の推進に取り組んでいきたいなというふうには思っているところでございますので、どうか御理解していただきたいというふうに思います。

旧町ごとにつきましては、担当に回答させます。○保健課長（今井善文君） 5月末の数字でございますが、それと後期高齢者の方が国保の方からそちらの方に移られたということで、除いた形で御報告を申し上げます。

人口に占めます旧町ごとの割合でございますが、旧松山町が41.0%、旧志布志町が34.4%、旧有明町が35.3%、合計で35.6%ということになっております。

○14番（小野広嗣君） 今後、やはりこの法定外繰入をしていくというときに、そのバランスということも考えて、多分今回もぎりぎりの線で出されたと思うんですが、とにかくこういった取組を生みたいと思っている首長なんているはずがないんですが、やはりそこに至るまでの努力というものをしっかり見せていただきたい。

だから、今、市長も言われましたように、この健康増進計画等も含めて職員一丸となって取り組んでいくという言葉としては立派なんですけど、それがやはり言葉として、そういった計画書がただのお書物に終わってしまっただけでは何にもならないわけですよ。本当に、民間であれば目標を設定しますよね、その目標を設定して、それが達成できなければどんな目に合いますか。やっぱりそういったことを考えてほしいんですよ。そういったことを考えた上での提案であれば、ああいう6月の提案に僕はなっていないと思うんですよ。僕が言いたいのは、そこだけなんです。ぜひ、そこをしっかりと押さえて取組を今後して行っていただきたいと思います。

最後、もう1点、民間と比較しての決意ですよ、ここをお述べください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身はそれこそ民間出身ということで、今市長の職にあたらせていただいているところでございますが、そのような立場から職員を見ましたところ、本当に忙しい人もいるんだなど、一所懸命している人もいるんだなど、でも、やはり公務員という人もいるんだなどということは実感しているところであります。

しかしながら、今回このことを改めて認識しましたところ、本当に全庁をもって危機感を持って取り組んで、そして市民の方々にお話をしていかなければ、本当に来年も再来年も改定するとなれば、先ほども言いましたように、暴動が起きるかもしれないというような事態じゃないかなというふうに思っています。

このことは、もちろん健康増進の推進のプランに従って、そして一緒になって取り組んでもらうということも当然なんですけど、先ほど別の議員の方からありましたように、制度的な問題もあろうかと思えます。そのことについても、各関係機関と連携して、国に対して制度改正についてもお願いしていきたいなど、要望していきたいなというふうには思っています。

そして、このことでもって取組をすとなれば、私どもの町全体が本当にまた別な意味で一体感が生じて、そして町を良くしていこうという機運が生まれてくるんじゃないかなというふうにも考えているところでございます。

そのような意味合いから、これを機会といたしまして、全市の健康増進の推進計画についてまい進していきたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（迫田正弘君） 先般の議運の中で担当課長に来ていただきまして、この提案に関して、先程来る出ておりますようなことの説明を受けたわけでありまして、

同僚議員からも国保会計の財政シミュレーション、それから健全財政に向けての取組についても聞いたところでありますが、その中で出ましたことが、4年の年限も出てまいりました。そして、数字を示してほしいということも申し上げましたけれども、このことに関しては解明に当たるというようなことから、本会議での解明にゆだねるというようなことで、数字的には聞きませんでした。ただし、いわゆる法定外繰入れ等につきましては、不確定要素があるというようなこともあり、あるいはインフルエンザ等の突発的な医療の問題もあるというようなこともありましたですけれども、それは抜きにしまして、やはり法定外繰入をある程度抑制しながらした場合に、4年の中で国保税率の引上げというのはどんだけあるんだということの解明も、実はこの本会議でしたい部分でありました。

このことにつきましては岩根議員、あるいは上村議員、それから小野議員の方からも出ておりますけれども、そのシミュレーションがここでできていないとすれば、やはりこの決定を受けて、今日の議決を受けてされるであろうと思います。ですから、そのことは私たちも、今後市民に対する説明をしていかなければならない大きな要因だというふうに私は考えておりますから、ここで数字が示されないようでございますから、そのことを決定づけた上におきまして、資料として私どもに御提示を願いたいということをお願いしたいと思っておりますが、そのことについてお伺いしたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、提案いたしました議案は、5%の給付費の伸びが前提になった形の議案の提案となったところでございました。そして、財源不足につきましては、一般財源からの法定外繰入を認めていただきたいということの御提案になっているところでございます。その前提となりましたのは、6月議会でお示しました26.7%という数字があまりにも急激すぎるということで、市民に対して段階的にこのことについては取り組みなさいというような御指導もあったということの上で、私どもは今回の御提案になったというところでございます。

そのようなことから、21年度、22年度についても、そのことの積み残しがあるということでございますので、そのことが市の一般会計の使途に影響が無いような形というものを早く取り戻さなきゃならないということは当然でございますので、それらを含めた形で今後、私どもは健康増進推進の計画と、それに基づく財政計画も作成して取組をしていきたいと思っております。

その折には、皆さん方にも御相談申し上げまして、そしてまた御意見等も賜りながら、そういった計画等につきましては推進していきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ございませんか。

○16番（金子光博君） 今までのやり取りの中で答弁されましたことをいつも頭の片隅において、これからのことに当たっていただけますか。

○市長（本田修一君） 率直に申し上げまして、先ほどもお話ししましたように、今度税率の改正を認めていただきましたら、すぐ納税通知書を作成いたしまして、市民の方に送付をするということになります。そうなればすぐ、改正になったのはどうしてかと、高くなったというお尋ねがあるかと思っております。そして来年度も、再来年度もそういったことなるとなれば、先ほどちょっと暴動というふうに言いましたが、ちょっとこれは言い過ぎかもしれませんが、苦情が本当に殺到するというふうに思っています。そういう意味合いから、このことについて真剣に取り組んでいかなければ、市に対するそれこそ信用、私自身に対する信用というものが無くなるんじゃないかなというような危機感を持っているところでございます。

そのような意味合いから、今日の議論を本当通じまして、また改めて深く認識したところでございますので、どうぞ議員の皆様方におかれまして、そのことをまた改めて、その都度その都度、私どもの方に指導していただければ有り難いなというふうに思うところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○25番（小園義行君） 基本的に反対の立場で討論をします。

議案第58号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をします。

一つ目は、現在の国の国保に関する財政負担は、国庫負担約38.5%であります。即決ということであ

りました。今日の審議の中、これまでの定例会等の質疑等の中でもやりましたけれども、後期高齢者医療保険制度の創設、そしてそれに伴う新たな負担、そして退職者医療の関係で、先ほど質疑をさせていただきましたが、国が2年前の医療制度改正で退職者医療制度のそこを変えて一般の方々と同じにするということで、今回大変御苦労されて、前期高齢者交付金分、こういったものが大きなマイナスを抱え込んだと。それと併せて、国が一方的な制度改正と合わせて、こういった間違いで地方自治体に大きな負担を与えているということが大きな点であります。

二つ目に、今、6月定例会でもいろんな議員の方々から、志布志市の国保に加入されている方々、農業・漁業・商業、そういった方についての現状の問い掛けがありました、対応してほしいと。まさにガソリンの高騰等を含めて燃料の高騰、そういったものからすべて食料品等値上がりをしている状況の中で、一方国保に加入されている方々の所得は前年度比マイナスであると、こういった現状の時に私は、この11.9%ですか、この引上げは、今理解が得られるのかなという気がしてなりません。そういった点が2点目の理由であります。

三つ目には、市長が質疑の中で、国民健康保険、これについては社会保障制度としてどうだと質疑をしましたら、そういった側面があるというふうに答弁がありました。私は、この国民健康保険は法定外繰入、これをやると一般のそれに入っておられない方々からいろんな問題も指摘があるのではないかと、いうふうに考えるところですが、これは市長の認識のとおり、社会保障制度であるというそういう認識を持っているのであれば、もっと私は、国や県、そして市は、そこに対してきちんと対応していくべきだろうと思います。

なぜなら、法定外繰入をやると一方の方々からいろんな苦情が出ると、これでは公的な施策は全くできないことになります。なぜなら、子供がいない御家庭の方々が教育予算になぜお金を、税金をつぎ込むのかと、障害を抱えていない御家庭の方々が障害者に対する施策に対してなぜ税金をつぎ込むのかと、こういったことが起きてきます。

そういうことを含めて、社会保障制度としていく際に、社会保険、共済、そういったことで60歳までお働きの方々は、やがて必ず国民健康保険に加入をされていく、そういったことを考えたときに私は、いろんな議員が議論がありましたけれども、5年後、10年後を含めて、健全な国保財政にしていくためには、そうした社会保障制度としての側面を持っている国保に対しては、国や県、そして市もしっかりとした対応をすべきであろうというふうに考えるからであります。

そういった点で、もろもろ述べましたが、今回のこの11.9%の引上げについては、今の国保に加入されている方々の現状を考えたとき、とても理解がいただけないと。そして併せて、国が制度改正をしつかりとやらないときには、地方の自治体がなんとか努力して、その防波堤になってやる、これが私は本来の地方自治体の在り方ではないかという立場で、今回のこの税率の引上げには納得がいかないと、そういう立場であります。

以上であります。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか、次、賛成でございますが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第58号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。続けて終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） それでは終了まで続けます。

—————○—————

日程第4 議案第59号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（谷口松生君） 日程第4、議案第59号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第59号、損害賠償の額を定め、和解することについて説明を申し上げます。

本案は、公用車事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成20年6月19日午後4時25分ごろ、曾於郡大崎町の松ノ尾集落付近で、6月期水田転作確認個票回収業務のため大崎町道を国道269号方向から県道宮ヶ原大崎線方向に走行していた公用車の右側面部が、反対方向から走行してきた曾於郡大崎町の医療法人玲心会の所有する軽乗用車の右前方部に接触し、車両を破損したものであります。

事故の原因は、公用車が進行方向左側の路肩の土のうを避けようと道路の中央を超えて走行し、玲心会の軽乗用車が進行方向左側のふたなし側溝を避けようと道路の中央を超えて走行したためであり、過失割合を市が左側寄り通行義務違反により50%、玲心会が左側寄り通行義務違反により50%とするものであります。

したがって、玲心会の所有する軽乗用車の原形復旧に要する費用4万9,000円のうち50%の2万4,500円を市が玲心会に賠償し、和解するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第59号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、可決されました。



日程第5 議案第60号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第3号）

○議長（谷口松生君） 日程第5、議案第60号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第60号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、国民健康保険特別会計への繰出金及び公用車事故による損害賠償金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（溝口 猛君） それでは、議案第60号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第3号）について、補足説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に5,472万4,000円を追加し、予算の総額を200億6,086万6,000円と定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算について御説明申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

まず、歳入の15款、県支出金、1項、県負担金は、国民健康保険税の税率見直しに伴いまして、国民健康保険医療費助成負担金を1,152万3,000円減額しております。

6ページをお開きください。

18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、国民健康保険特別会計への繰出金に充てるため、6,615万9,000円を増額しております。

続きまして、7ページでございます。

20款、諸収入、5項、雑入、2目、弁償金は、先ほど議決いただきました議案第59号に係る和解の相手方からの損害賠償金を3万2,000円計上、4目、雑入は、和解の相手方への損害賠償に係る共済金2万5,000円と公用車の修繕に係る共済金3万1,000円、合計の5万6,000円を計上しております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

8ページをお開きください。

歳出の2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、公用車の修繕料を6万3,000円、また和解の相手方への損害賠償金を2万5,000円計上しております。

続きまして、9ページでございます。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費でございますが、国民健康保険特別会計繰出金は、国民健康保険医療費助成負担金に係る繰出金を1,536万4,000円減額し、法定外の繰出金を7,000万円増額することにより、総額で5,463万6,000円増額しております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第60号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。



日程第6 議案第61号 平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第6、議案第61号、平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号、平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、療養諸費、共同事業拠出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（今井善文君） 議案第61号につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、2億1,967万2,000円を追加いたしまして、総額を48億6,812万6,000円にしようとするものでございます。前回との変更部分を主に御説明申し上げます。

予算書の7ページをお開きをお願いします。

歳入でございます。

先ほどの議案第58号の税条例の折に若干説明申し上げましたが、国保税の税率改正に伴います算定によりまして、国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税1億1,340万円の増額、退職被保険者等国民健康保険税を1,170万円増額し、合わせて9億2,521万円とするものでございます。

次に、8ページをお開きください。

国庫負担金の療養給付費等負担金でございます。8,071万3,000円追加というふうに変更になっております。

次に、9ページでございます。

国庫補助金の財政調整交付金につきましては、551万5,000円の追加となったところでございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

療養給付費等交付金につきましてでございます。退職者医療療養給付費等交付金の追加が、907万5,000円と計上いたしております。

続きまして、13ページをお開きいただきたいと思います。

県補助金でございますが、財政調整交付金の補正額といたしまして、1,561万7,000円となったところでございます。

続きまして、15ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計繰入金につきましてでございますが、合計で6,202万1,000円を追加いたしまして、5億1,384万1,000円にしようとするものでございます。保険基盤安定繰入金につきましては、一般会計補正予算（第1号）分と合わせまして20万4,000円の減額、財政安定化支援事業繰入金につきましては、一般会計補正予算（第1号）分の777万5,000円の減額分でございます。その他の繰入金につきましては、今回新たに計上いたしました一般会計からの繰入金7,000万円でございます。

16ページをお開きいただきたいと思います。

基金繰入金でございます。国民健康保険基金から2,600万円を新たに繰り入れようとするものでございます。

17ページの繰越金につきましては、確定額でございます。

次に、歳出でございます。

18ページの保険給付費から26ページの諸支出金につきましては、前回と変更はございません。

27ページをお開きいただきたいと思います。

予備費でございます。1,917万1,000円を追加いたしまして、2,921万4,000円にしようとするものでございます。

以上で補足説明を終わりますが、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○25番（小園義行君） 議案第61号について、基本的に反対の立場で討論します。

主な理由は、議案第58号で述べたとおりであります。今回のこの引上げ等において、住民の皆さん方の理解というのは大変厳しい経済状況の中で、所得も伸びていない中で、理解が得られるものではないと。当局の基金繰入、また法定外繰入、そういった努力は大いに認めるところでありますけれども、加入されている方々の状況を考えるときに、こうした引上げはとても理解が得られないという立場であります。

以上です。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

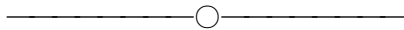
○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第61号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。



○議長（谷口松生君） 以上をもって、本臨時会の日程を全部終了しました。

これで、平成20年第2回志布志市議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでございました。

午後0時46分閉会